

名古屋市交通局 営繕工事における週休2日促進モデル工事実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、名古屋市交通局が施行する営繕工事（建築工事、設備工事、電気工事）における週休2日の取組において労務単価の補正等を行うために必要な事項を定め、週休2日を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、現場閉所日は、原則、土曜日及び日曜日とし、やむを得ず土曜日又は日曜日に作業を行う必要がある場合は、前後10日間の期間において振替の現場閉所日を設定できるものとする。
- (2) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間のうち、次に掲げる期間を除いた現場作業のある期間をいう。
 - ア 年末年始（6日間）
 - イ 夏季休暇（3日間）
 - ウ 工場製作のみを実施している期間
 - エ 工事全体を一時中止している期間
 - オ 天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間
 - カ 家屋調査など、現場外における調査等のみを行っている期間
 - キ その他、監督員が認めた期間
- (3) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 4週8休以上とは、対象期間内の土曜日、日曜日における現場閉所日数（やむを得ず土曜日又は日曜日の現場閉所日を平日に振り替えた日数を含む）の割合（以下「休日の現場閉所率」という。）が、100%の水準に達する状態をいう。
- (5) 現場着手日とは、現場代理人が現場に継続的に常駐した最初の日をいう。
- (6) 工事完了日とは、契約約款第31条第1項に基づく工事完了届に記載された完了年月日をいう。
- (7) 発注者指定方式とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。
- (8) 受注者希望方式とは、受注者が現場着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式をいう。
- (9) 契約依頼とは、会計課長に契約を依頼することをいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、入札予定金額が1,000万円以上の営繕工事の中から工事所管課長が選定する。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、関係工事所管

課の協議により選定し、分離発注する全てを対象工事とする。

(労務単価の補正等)

第4条 労務単価の補正等は次のとおり行うものとする。

(1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所による週休2日の取得を目指しつつ、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日促進モデル工事において、以下のアからウまでの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務単価（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務単価）を補正する。

ア 4週8休以上（休日の現場閉所率 100%）

1. 05

イ 4週7休以上4週8休未満（休日の現場閉所率 87.5%以上、100%未満）

1. 03

ウ 4週6休以上4週7休未満（休日の現場閉所率 75.0%以上、87.5%未満）

1. 01

(2) 積算及び変更方法

ア 発注者指定方式

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に（1）アにより労務単価を補正して工事費を積算する。

現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約約款第23条の規定に基づき請負代金額のうち労務単価補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、（1）イ及びウの補正は考慮しない。

イ 受注者希望方式

現場閉所の状況を確認後、（1）アからウまでの現場閉所の状況に応じて、労務単価を補正し工事費を積算し、契約約款第23条の規定に基づき請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合及び現場着手日前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組みを希望しない場合を含む。）については、変更の対象としない。

(対象工事である旨等の明示)

第5条 対象工事である旨等の明示は、設計図書に週休2日促進モデル工事に関する特記仕様書を添付すると共に、設計書の設計説明に「週休2日促進モデル工事（〇〇方式）対象工事」と記載する。また、発注者指定方式の場合は、工事件名の末尾に「（週休2日）」

を付け加える。

2 前項の明示のない工事については対象としない。

(発注方式)

第6条 発注方式は、発注者指定方式または受注者希望方式のいずれかによる方式とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

2 一つの工事現場で複数の工事が分離発注する工事で受注者希望方式の場合は、全ての工事の現場着手日前に全ての工事の受注者と週休2日の協議が完了できた場合のみ対象とする。

(現場閉所の確認方法)

第7条 現場閉所の確認方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 現場着手前

ア 監督員は、全体工程表と休日取得計画・実績表(様式1)を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、現場着手日、現場作業完了日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

(2) 現場着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、全体工程表及び休日取得計画・実績表(様式1)を受注者より受領し、現場閉所の状況を確認する。

イ 受注者は、毎月7日までに現場閉所の実施日を記載した前月の休日取得計画・実績表(様式1)を監督員に提出する。

ウ 監督員は、受注者から提出のあった前月の休日取得計画・実績表(様式1)等により、定期的に対象期間内の現場閉所日数を確認する。

(3) 現場作業完了後

ア 受注者は、速やかに休日取得計画・実績表(様式1)、休日取得実績確認報告書(様式2)を監督員に提出し、監督員は、休日取得計画・実績表(様式1)及び工事日報等により休日取得実績確認表に相違がないかを精査し、必要に応じて契約を変更する。

(4) その他留意事項

ア 監督員は、緊急に対応しなければならない場合を除き、現場閉所の前日などに、現場閉所日の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

イ 一つの工事現場において、複数の工事(設備工事、内装工事、電気工事等)を分離発注される場合は、後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように工期を設定するとともに、監督員は、各工事間の調整を受注者を含め協力して実施する。

ウ 発注者の都合により追加工事や工事一時中止を行うことになった場合など、対象外とする期間等を変更する必要がある場合は、その都度、監督員と受注者が協議

する。

(契約変更手続き)

第8条 労務単価補正による契約変更に係る契約依頼は契約終了日の20日前までに行い、契約変更は現場作業完了後から工期末までの期間内で行う。ただし、契約変更の手続きを現場作業完了前に始める場合は、受注者と十分に協議を行い週休2日達成の見込みを立てた上で行う。

(週休2日促進モデル工事の対外的な表示)

第9条 受注者は、週休2日促進モデル工事である旨を仮囲い等に明示する。

(記載内容の例)

<p style="text-align: center;">週休2日促進モデル工事</p> <p style="text-align: center;">この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の普及に取り組む工事です。</p> <p style="text-align: right;">発注者：名古屋市交通局 施工者：〇〇建設(株)</p>

(適正な工期の確保)

第10条 発注者は、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(国土交通省)等に基づき適正な工期を設定する。

(工事成績評定)

第11条 工事成績評定については、対象期間の休日の現場閉所が100%実施できた場合において、0.8点の加点を行う。

(アンケート調査等の実施)

第12条 週休2日促進モデル工事を実施する場合は、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するために、検査完了後に受注者へアンケート調査を実施する。

附則

この要綱は令和3年11月30日から施行する。

(様式1)

提出日 年 月 日

休日取得計画・実績表

工事件名	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
受注者	

令和 年 月		休日取得 計画	除外日	休日取得 実績	振替日	備考
日	曜日					
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
合計						

(注) 備考には現場着手日及び現場作業完了日、計画日に休みを取得できなかった理由等を記入してください。

(注) 除外日は、監督員に確認して承認を受けてください。

(注) 振替日は、前後10日間の間の期間で設定してください。(期間外の場合は振替日として認められません。)

休日取得実施確認報告書

(あて先) 名古屋市交通局長

週休2日制工事（発注者指定方式 ・ 受注者希望方式 ）において、下記のとおり現場閉所を実施しましたの報告します。

記

※下記の黄色の枠内を入力してください。

工事件名	
工期	
受注者	

対象期間の土日数（※1）	日.....①
現場閉所を実施した日数（※2）	日.....②
振り替えて現場閉所をした日数（※3）	日.....③
達成率（(②+③) / ①）	%（小数第2位切り捨て）

※1 現場着手日から工事完了日までのうち、非対象期間を除いた期間の土曜日及び日曜日の日数

※2 対象期間内で現場閉所ができた土、日曜日の日数

※3 対象期間内で土、日曜日の代わりに振り替えて現場閉所を行った日数の合計

【達成区分】

4週8休以上	100%
4週7休以上、4週8休未満	87.5%以上、100%未満
4週6休以上、4週7休未満	75.0%以上、87.5%未満
4週6休未満	75.0%未満

営繕工事における週休2日促進モデル工事に関する特記仕様書
(発注者指定方式)

- 1 本工事は、発注者指定方式の週休2日制工事の対象とする。
- 2 受注者は、対象期間の土曜日及び日曜日（以下「休日」という。）を現場閉所し、4週8休以上就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。

なお、現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、監督員と事前協議の上、前後10日間の期間において振替の現場閉所日を認める。

ただし、休日に現場閉所ができない場合で、振替日の設定ができなかった場合に限り、その前後10日間の期間内に降雨、降雪等による予定外の閉所日があった場合は、その日のいずれかを現場閉所日として含めることができるものとする。
- 3 4週8休以上とは、対象期間内の休日における現場閉所日数（やむを得ず土曜日又は日曜日の現場閉所日を振り替えた日数を含む）の割合（以下「休日の現場閉所率」という。）が、100%の水準に達する状態をいう。
- 4 対象期間は、「名古屋市交通局営繕工事における週休2日促進モデル工事实施要綱」の第2条に基づき設定するものとし、現場作業は、少なくとも工期末の20日前までに完了できるよう設定すること。
- 5 受注者は、下請負業者に対し週休2日促進モデル工事の取り組みの趣旨を伝え、協力を依頼すること。
- 6 受注者は、週休2日の実施に伴う工程の遅延などが生じないよう工程管理を適切に行うこと。
- 7 受注者は、現場作業が始まる前まで全体工程表と現場閉所予定日を記載した休日取得計画・実績表（様式1）を監督員に提出し協議すること。
- 8 受注者は、対象期間中、毎月7日までに前月の現場閉所の実施日を記載した休日取得計画・実績表（様式1）を監督員に提出するものとし、監督員が休日の現場閉所状況を確認できるよう、工事日報に現場閉所日を明記すること。
- 9 受注者は、現場作業完了後、すみやかに実施状況を記載した休日取得計画・実績表（様式1）及び休日取得実施確認報告書（様式2）を監督員に提出すること。
- 10 4週8休以上（休日の現場閉所率が100%）を前提に補正係数1.05により労務単価（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成していることから、発注者は、休日の現場閉所の達成状況を確認し、休日の現場閉所率が100%に満たない場合、

令和3年11月

請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

- 1 1 この特記仕様書に定めのない事項については、「名古屋市交通局営繕工事における週休2日促進モデル工事実施要綱」に定められているほか、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

営繕工事における週休2日促進モデル工事に関する特記仕様書
(受注者希望方式)

- 1 本工事は、受注者希望方式の週休2日制工事の対象とする。
- 2 受注者は、週休2日促進モデル工事として実施を希望する場合は、契約後、現場施工開始前に監督員と協議し、発注者が週休2日促進モデル工事として実施が可能であるとして発注者と協議が整った場合は、以下のとおり実施すること。なお、発注者と協議が整わなかった場合は、以下の項目は該当しないものとして設計図書に基づいて工事を適切に施工しなければならない。
- 3 受注者は、対象期間の土曜日及び日曜日（以下「休日」という。）を現場閉所し、4週8休以上就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。

なお、現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、監督員と事前協議の上、前後10日間の期間において振替の現場閉所日を認める。

ただし、休日に現場閉所ができない場合で、振替日の設定ができなかった場合に限り、その前後10日間の期間内に降雨、降雪等による予定外の閉所日があった場合は、その日のいずれかを現場閉所日として含めることができるものとする。
- 4 4週8休以上とは、対象期間内の休日における現場閉所日数（やむを得ず休日の現場閉所日を振り替えた日数を含む）の割合（以下「休日の現場閉所率」という。）が、100%の水準に達する状態をいう。
- 5 対象期間は、「名古屋市交通局営繕工事における週休2日促進モデル工事实施要綱」の第2条に基づき設定するものとし、現場作業は、少なくとも工期末の20日前までに完了できるよう設定すること。
- 6 受注者は、下請負業者に対し週休2日促進モデル工事の取り組みの趣旨を伝え、協力を依頼すること。
- 7 受注者は、週休2日の実施に伴う工程の遅延などが生じないよう工程管理を適切に行うこと。
- 8 受注者は、現場作業が始まる前まで全体工程表と現場閉所予定日を記載した休日取得計画・実績表（様式1）を監督員に提出し協議すること。
- 9 受注者は、対象期間中、毎月7日までに前月の現場閉所の実施日を記載した休日取得計画・実績表（様式1）を監督員に提出するものとし、監督員が休日の現場閉所状況を確認できるよう、工事日報に現場閉所日を明記すること。
- 10 受注者は、現場作業完了後、すみやかに実施状況を記載した休日取得計画・実績表

(様式1)及び休日取得実施確認報告書(様式2)を監督員に提出すること。

1.1 発注者は、休日の現場閉所の達成状況を確認し、下記の4週8休の達成区分による補正係数に基づき労務単価(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を変更する。

- ① 4週8休以上(休日の現場閉所率 100%)
補正係数 1.05
- ② 4週7休以上4週8休未満(休日の現場閉所率 87.5%以上、100%未満)
補正係数 1.03
- ③ 4週6休以上4週7休未満(休日の現場閉所率 75.0%以上、87.5%未満)
補正係数 1.01
- ④ 4週6休未満(休日の現場閉所率 75.0%未満)
補正は行なわない

1.2 この特記仕様書に定めのない事項については、「名古屋市交通局営繕工事における週休2日促進モデル工事实施要綱」に定められているほか、監督員と協議のうえ、決定するものとする。